

## 関西地区 ABL 勉強会のご案内

平成26年6月吉日

金融機関各位



平素より、本協会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ご存知のように ABL は米国では全企業融資の約 25%を占める主要金融手法ですが、わが国では政府(経産省・金融庁)の強力な推進に向けた後押しにも拘わらずその残高が 4000 億円弱と 0.1%にも満たない状況です。しかしながら、ABL の推進は昨年 3 月に修了しました中小企業金融円滑化法の重要な出口戦略として、民主党政権時代を含め、二度にわたる閣議決定がなされている施策で、担当省庁としても今後更に強力に推進して行くものと思われます。

これまで、本協会でも関係省庁、地方銀行協会・信用金庫協会等との ABL 推進に向けた意見交換・取組を進めて参りましたが、この度わが国の ABL の更なる普及に向けた支援活動の一環として、その中心的な役割を担われております地方金融機様に対し、相互ネットワークの場をご提供するとともに、ABL 実行に際して金融機関の皆様が日頃直面する実務上の課題等に関する情報をご提供すると同時に可能な限り情報を共有し研究を深め、わが国の ABL の推進に資するべく、以下の要領にて勉強会を立ち上げることといたしました。なお、ABL業務は担保の評価に加えて、融資契約や担保動産の保全・処分についてわが国固有の法律問題も深く関与することから、勉強会には北浜法律事務所のご支援を得て先ずは関西地区の金融機関様を対象に行う運びとなりました。より多くの皆様のご参加をお待ち致しております。

記

#### (1) 勉強会にて取り上げて行くテーマ

本勉強会では特に、資産評価及び関連法務に関する問題にフォーカスをあて、これまでの担当省庁や各金融機関の関係者からご指摘のあった以下の様な課題や問題点を取り上げます。 そして参加者にて協議をしながら、企業再生やより付加価値の高い実効性のある具体的な融資スキームの開発を行う予定です。

- ① 優良案件の組成(優良顧客にとっても魅力のある ABL の組成)
- ② ABL の特性を活用した効率的融資スキームの構築
- ③ 限られた担当者・業務余力での ABL の実行と管理
- ④ 顧客にとって魅力のある担保価値(評価額)の実現・確保
- ⑤ 担保のモニタリング(担保の保全と価値の維持)の手間・コスト削減
- ⑥ 担保処分の実務・高い処分価格の実現
- ⑦ 外部サービスの効率的な活用 等

### (2)参加お申し込み・情報共有等

本勉強会は上述のとおり情報交換、ネットワークとしての意義も有しておりますので、可能な範囲で、各金融機関様から情報をご提供いただくことなども考えております。ついては、大変お手数ですが、別紙回答書を FAX にて 5 月 1 5 日を目途にお送りいただけますでしょうか。なお、ご不明な点がございましたら、遠慮なく下記連絡先までお問い合わせください。

#### 勉強会の予定 (案)

第一回 「ABL 融資に向けた評価と管理の実務」

日 時 平成26年7月下旬 午後3時~5時

場 所 北浜法律事務所(大阪事務所)

大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル (21 階受付)

講師 一般社団法人 日本資産評価士協会 専務理事 若山和夫

第二回 「ABL 融資で留意すべき法的ポイント ~管理と実行~」

日 時 平成26年8月下旬 午後3時~5時

場 所 第一回に同じ

講師 北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 大石武宏

## ※費用は無料です

※日程、テーマ等は別途ご案内いたします。

※勉強会終了後、懇親会を予定しております。

※問合せ先: 関西・中四国地区 ABL 勉強会事務局 (北浜法律事務所・外国法共同事業内) TEL 06-6202-9548 FAX 06-6202-1080 (担当:大川)

# 回答書

関西・中四国地区 ABL 勉強会 事務 FAX 06-6202-1080	局 宛					
金融機関名						
ご担当者名						
連絡先						<u>ノ</u>
①関西・中四国地区 ABL 勉強会に	加入する					
	加入しない					
②第一回勉強会に	参加する	(懇親会	出席	:	欠席)	
③第二回勉強会に	参加しない					
	参加する	(懇親会	出席	:	欠席)	
	参加しない					
④その他ご意見、ご要望等ございましたらご記載ください 						